

素案（案）再見直し個所説明文

【取り組みの方向（4項目変更）】

1. 要支援者に対する福祉サービス提供のしくみの充実・整備

「充実・整備」は、しくみづくりの段階から進展してきている状況を踏まえて見直し。

2. 福祉サービスや支えあいに関する情報の提供等

「支えあいに関する」は、平成27年度第2回推進委員会における、「市民が見た目に安心できるような表現にできないか」との意見を踏まえて追加。

「提供等」は、行政からの情報提供、及び、地域で住民が地域資源や要支援者の情報を収集し、地域住民や支援の担い手に提供していることを踏まえて見直し。

3. 活力ある地域コミュニティづくり

「活力ある地域コミュニティづくり」は、鹿児島市コミュニティビジョンの記載を踏まえて見直し。

4. 地域主体の福祉活動に対する支援

「福祉」の追加は、基本目標を踏まえ、地域のお他活動との区別をするための文言整理。

【施策の展開（11項目変更）】

(1) 相談体制の充実

①地域福祉ネットワークによる相談・支援体制の充実

「相談・支援体制の充実」は、地域福祉ネットワークの体制が整ったため、支援を含めて体制の充実を図る段階になったことを踏まえて見直し。

(2) 地域で役立つ情報の提供等

「地域で役立つ情報」は、地域における生活課題の解決に役立つ幅広い情報を想定して見直し。

①福祉サービスや関連する情報の提供

「関連する」は、地域で役立つサービスの情報が、都市機能や施設運営など多岐にわたることから追加。

③福祉マップ・支えあいマップの作成による情報収集・提供

「支えあいマップ」は、市社協が作成・活用を推奨していることから、市が提唱している福祉マップと共に記載。いずれのマップも情報収集に活動の意義があることから追記。

(3) 多様で適切な福祉サービスの利用促進

「利用促進」は、行政等が「多様で適切な」提供に努めるとともに、地域の

方々による適切な利用を促すことを意図して見直し。

(以下の項目にも「サービスの利用促進」等を追加し文言整理)

①高齢者福祉・介護保険サービスの利用促進（地域包括ケアの推進）

「(地域包括ケアの推進)」は、地域包括ケアシステムの構築が推進されていることを踏まえて追加。

②障害者福祉サービスの利用促進

③子ども・子育て支援サービスの利用促進

「子ども・」は、「鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」を踏まえて追加。

④関連分野の支援事業の利用促進

⑤福祉サービス提供者の専門性の向上と人材確保

「専門性の向上と人材確保」は、平成27年度第2回推進委員会で、第4期計画において取り組む重点課題として「人材の確保・育成」をお示ししたことを踏まえて見直し。

(4) 地域での講習会・研修会等の利用促進

「利用促進」は、行政と地域の方々の双方が取り組むことを意図して見直し。

①在宅介護、救命の講習会等の利用促進

「救命の」は、AEDの取り扱い方法なども含む講習会を念頭に見直し。

②健康づくりイベント等の利用促進

「地域での」を削除。

(5) 地域における健康づくり活動の推進

①保健活動ボランティアの育成

②ボランティア組織への支援

平成27年度第2回推進委員会における、「保健所でのみ活動するボランティアと誤解されるのではないか」との意見を踏まえた見直しと、「ボランティア組織への支援」を追加。

(6) 孤立しがちな人に対する自立支援

「孤立しがちな人」は、第3期地域福祉計画の本文、及び、厚生労働省からの地域福祉計画策定・見直し等の依頼時（平成22年）、「高齢者等の孤立が憂慮されている」とされていたことを踏まえて見直し。

(7) 生活困窮者の自立に対する支援

①生活自立支援センターによる支援

②各種事業による支援

③多様な主体による支援

生活困窮者への支援は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、平成27年度第2回推進委員会で提案した施策の展開「生

活困窮者の自立に対する支援」に関し、①②③で支援内容を追加。

生活困窮者の自立支援は、平成26年に厚生労働省から「地域福祉計画に取り込むことが効果的である」との助言があったことも踏まえている。

(8) 地域コミュニティ組織間の連携

「地域コミュニティ組織間の連携」は、鹿児島市コミュニティビジョンにおいて、本庁及び各支所において連携を支援するとしていることを踏まえて見直し。

①校区社会福祉協議会の活動推進

地域での福祉推進の中心組織は、校区社会福祉協議会であることを踏まえて追加。

②地域コミュニティ協議会の取組推進

現在、79校区中43校区において地域コミュニティ協議会が設立され、今後も各校区での設立が見込まれている。同協議会においては、校区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会等が、構成組織のひとつとして、地域福祉の推進に取り組むことを踏まえて追加。

(9) 地域の福祉活動の拠点づくり

①地域福祉館等の利用促進と社会資源の情報提供

地域福祉館等の利用促進を図ることにより、社会資源の情報がこれらの拠点に集約され、地域に提供されることを踏まえて見直し。

②福祉活動に利用される拠点づくりの支援

本計画での「拠点」の位置づけを、「福祉活動に利用される」と明示した。

(10) 地域における問題発見や支援体制づくり

④避難行動要支援者避難支援等制度の充実

平成26年4月から「鹿児島市避難行動要支援者避難支援等プラン」が施行されていることを踏まえた見直し。

(11) 心のバリアフリー

②障害を理由とする差別の解消の推進

平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたことを踏まえた追加。